

学校法人浪工学園監事監査規程

(目的)

第1条 この規程は、寄附行為施行細則第31条の規定に基づき、監事の監査業務に関する必要な事項を定めることにより、学校法人浪工学園の適正な経営と監査業務の有効性の向上を目指すことを目的とする。

(監査の区分及び対象事項)

第2条 監事の区分は、会計監査及び業務監査とする。

2 前項の会計監査及び業務監査は次の各号に掲げる事項についてそれぞれ行うものとする。

(1) 会計監査

- イ 財務の状況監査
- ロ その他財産の状況に関し、必要と認められる事項

(2) 業務監査

- イ 業務の実施状況に関する事項
- ロ 経営管理に関する事項
- ハ その他業務の実施に関し、必要と認められる事項

(監査の方法)

第3条 監事は、必要に応じ、関係書類及び帳簿類の閲覧を通じて監査を行うものとする。

2 監事は、必要に応じ、学園内部者との面談や質問を通じて情報を収集するものとする。

3 監事は、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

4 監事は、監査に当たり、外部の専門家を活用することができる。

(監査の頻度)

第4条 監査は、年一回以上行うものとする。

2 問題発生時又は理事会からの依頼がある場合には、自主的に臨時監査を行うものとする。

(監査報告書)

第5条 監事は、監査の結果を報告書にまとめ、理事会及び評議員会に提出するものとする。

2 報告書には、必要に応じた改善提案を記述するものとする。

(監査対象の協力義務)

第6条 理事や職員は、監査に必要な情報や資料を提供する義務を負うものとする。

2 監事の業務を妨害した場合は、その対策を記述するものとする。

(監査記録の保管)

第7条 監査報告書及び関連資料は、一定期間保管するものとする。

2 保管期間は、10年とする。

(利益相反の防止)

第8条 監事は、自身の利益相反を避けるものとする。

2 公平性及び中立性を確保するための施策を定めるものとする。

(監査の独立性)

第9条 監事は、他の役員から不当な影響を受けず、独立した立場で監査を行うものとする。

附則

1 本規程は、理事会の議決を以て有効とする。

2 本規程の改正は、理事会の議決を以て行う。